

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 まき刺し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 10トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から銚子市地先海域のうち、一ノ島灯台正東の線に至る間の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	76隻
館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	11隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月9日から令和8年1月8日まで